

(別紙7) 摘示事実一覧表

原告らの主張		
摘示事実1	問題となる表現 (表現①)	<p>(1) 本件記事のリード文の下記記載 「彼女が苦しんだ過酷な待遇」</p> <p>(2) 本件記事本文の下記記載 「『あまちゃん』を一步出た外の世界は、Bにとって過酷だった。レプロでは、リハーサルや打ち合わせでは、車が用意されない。撮影本番が深夜に及び8時間以上続く時だけ車がつくのだ。そんな時、サポートしてくれたのはNHKのスタッフたちだった。2013年4月、『あまちゃん』の放送が始まり、Bに注目が集まると、NHKサイドがタクシーチケットを用意してくれたり、車を手配してくれた。」 「撮影が終盤に入り佳境を迎えた4月、ついにBはパンクした。」 「深夜、Fに電話をしたBは泣いていた。『寮の洗濯機が壊れて、もう明日のパンツがない』 コンビニで買えばいいと言うFにBは訴えた。『財布には2百円しかない』」</p> <p>(3) 本件記事本文の下記記載 「こうした状況の中、Bはレプロへの不信感を強めていった。経験の浅いマネージャーが現場に出されることが多かった。現場マネージャーが次々に替わる上、移動の時にいない、先に帰ってしまう、画面に映り込んでしまうなどトラブルが続出した。共演者やスタッフに、Bが謝って回ることも少なくなかった。」</p>
	摘示事実	原告らは、撮影や打合せの際に車を用意する等の配慮をしなかったり、下着も買えないほどの厳しい経済状態で働かせたり、経験の浅いマネージャーを「あまちゃん」の現場に出してトラブルを招いたり、原告の意向でマネージャーを次々に交代させたりするなど、所属タレントであるBを過酷な待遇で業務に従事させていた事実
	名誉棄損となる理由	原告会社が、所属タレントであるBに対し配慮の欠けた行動をとるなど、所属タレントに過酷な待遇を与えるブラックな芸能事務所であるという印象を読者に与え、原告会社の社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。

<p>摘示事実2</p>	<p>問題となる表現 (表現②)</p>	<p>(1) 本件記事の冒頭の頁の約3分の1のスペースに、非常に大きくかつ白黒を反転させて強調された文字が用いられたタイトルの下記記載 「B 本誌直撃に悲痛な叫び『私は仕事がしたい』」</p> <p>(2) 本件記事中、本文よりも大きな文字が用いられたタイトル下部の下記記載 「マネジャー 『仕事は入れない』」</p> <p>(3) 本件記事本文の下記記載 「Sマネージャーはこう告げた。『Bの態度が悪いから、オファーが来てない。仕事は入れられないよね。事務所を辞めたとしても、やっていけないと思うけどね』驚いたBはこう聞いた。『それは、干すっていうことでしょうか』『仕事は入れられないけど、干すとは言っていないじゃないか』このミーティングの後にも、何度か話し合いがもたれたが、Sマネージャーは再び、こう宣告した。『今後は単発の仕事しか入れられない。長期(連続ドラマなど)は入れられない』『”あまちゃん”の視聴率は高かったから評価していますよ。でもお前は態度が悪いし、マネージャーと衝突するからダメだ。事務所に対する態度を改めろ』」</p> <p>(4) 本件記事本文の下記記載 「当時、累計4千万部を突破する人気漫画『進撃の巨人』に映画化の話が持ち上がっていた(今年夏に公開予定)。制作陣の間で、女性人気キャラクターであるミカサ役にBの起用が検討された。ミカサを主演に脚本を書き直す話もあったという。Bには知人を通じて、この話が届いていた。だが、レプロはBに事前に接触したことを問題視し、オファーを断った。」</p> <p>(5) 本件記事本文の下記記載 「足早に歩きながら、会社設立や独立など何を聞いても、後は無言のB。だが、去り際、『Bさんは仕事を断っているのですか?』と声をかけると、記者に向き直りこう答えた。『私は仕事をしてファンの皆さんに見てほしいです。私は仕事がしたいです』」</p>
	<p>摘示事実</p>	<p>原告らは、Bに対する映画のオファーを断るなど、Bが仕事をすることを望んでいるにもかかわらず、合理的な理由なくBに仕事を入れないようにしている事実</p>
	<p>名誉棄損となる理由</p>	<p>原告会社が、所属タレントであるBに対し、合理的な理由なく仕事を与えないなどの悪質な嫌がらせを行っているという印象を読者に与え、原告会社の社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。</p>

摘示事実3	問題となる表現 (表現③)	(1) タイトル下部の下記記載 「事務所社長 『お前は負け犬』」 (2) 本件記事のリード文の下記記載 「社長による『パワハラ発言』とは一。」 (3) 本件記事本文の下記記載 「Aは一言、『全部、お前の妄想だよ』と返すと、『Sに確認したが、そんなことは言っていないそうだ。お前の勘違いだよ。辞めたい理由をもっと分かるように説明しろ』」 「約3時間、押し問答が続く日もあった。埒が明かず、泣きながらBが『話を聞いてもらえないのなら、私からお話することはありません』と帰ろうとすると、激昂したAは、廊下までBを追いかけ、こう吠えた。『負け犬！お前はそんなんだからダメなんだな。逃げたな！』」
	摘示事実	原告Aは、Bの話を頭ごなしに否定して全く聞こうとしなかった上に、Bに対して激昂し、「負け犬！お前はそんなんだからダメなんだな。逃げたな！」と大声を上げるなど、Bに対してパワーハラスメントを行った事実
	名誉棄損となる理由	原告Aが、人の話を聞こうとしない独善的な人物であり、所属タレントに対し大声で「負け犬」などと叫ぶ高圧的な人物であるという印象を読者に与え、原告A及び原告Aが代表取締役を務める原告会社の社会的評価を著しく低下させた。
摘示事実4	問題となる表現 (表現④)	本件ウェブページの下記記載 「B 本誌直撃に悲痛な叫び 『私は仕事がしたい』」 「事務所社長 『お前は負け犬』 マネジャー『仕事は入れない』」
	摘示事実	原告Aは、Bに対し、「負け犬」などの辛辣な言葉を浴びせており、原告会社は、Bが「仕事をしたい」と希望しているにもかかわらず、合理的な理由なく仕事を入れていない事実
	名誉棄損となる理由	原告Aが所属タレントに対し大声で「負け犬」などと叫ぶ高圧的な人物であり、原告会社が、所属タレントであるBに対し、合理的な理由なく仕事を与えないなどの悪質な嫌がらせを行っているという印象を読者に与え、原告らの社会的評価を著しく低下させた。

摘示事実5	問題となる表現 (表現⑤)	<p>本件対談記事中の下記記載 「C 資料によると、『あまちゃん』の撮影の時は洗濯する時間もないし、給料も月に5万円でお金がなかったって話がありましたけど…。」 「B きゃー恥ずかしい！財布の中に1円玉しか入ってない時がありました。洗濯が間に合わないから、明日着ていく下着もないような時がありました。マネージャーさんも新人の方で忙しくされてるし、泣き言を言って怒られたことがあったので、相談しちゃ駄目だと思ってたんです…。」 「C エーッ！NHKの朝ドラのヒロインだよ！普通は事務所が万全のケアをするもんなんじゃないの！？」 「B うーん、それはわかりませんが…。」</p>
	摘示事実	<p>「あまちゃん」撮影時、Bは、財布の中に1円玉しか入っていない時や、洗濯が間に合わないから明日着ていく下着もないような時があった上、マネージャーにも相談ができない環境に置かれており、原告会社が万全のケアをすることができていなかった事実</p>
	名誉棄損となる理由	<p>原告会社が、所属タレントであるBを経済的に厳しい環境に置いていた上、マネージャー等によるフォローも足りないなど、所属タレントのケアができない事務所であるという印象を一般読者に与え、原告会社及びその代表取締役である原告Aの社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。</p>
摘示事実6	問題となる表現 (表現⑥)	<p>本件対談記事中の下記記載 「C Fさんも辛かったですけど、Bさんも”芸能界を干された”なんて報道されて、実際に『あまちゃん』以降、お芝居の仕事は映画『ホットロード』と『海月姫』くらいですよ？」 「B 楽しかったです。」 「C 楽しかったならいいけれど、ただ仮に私がBさんをマネジメントする立場だったら、『あまちゃん』で大ブレイクしたわけだから、もっとバンバン仕事を入れちゃうけどね。」</p>
	摘示事実	<p>原告会社が、「あまちゃん」以降、Bに対し、仕事を入れずに干していた事実</p>
	名誉棄損となる理由	<p>原告会社が、Bに対し、「あまちゃん」出演後、合理的な理由なく仕事を与えなかったという印象を一般読者に与え、原告会社及びその代表取締役である原告Aの社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。</p>